

民間資金等活用事業推進委員会

第16回 事業推進部会

議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会 第16回事業推進部会

日 時：令和8年2月24日（火）9：57-11：56

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

出席者：

【民間資金等活用事業推進委員会委員・専門委員】

北詰部会長、山口部会長代理、難波委員、金山専門委員、藏重専門委員、鷲専門委員、

【内閣府】

民間資金等活用事業推進室

鈴木室長（大臣官房審議官）、峰村参事官、山口企画官、原企画官、和田補佐、  
齊藤補佐、鬼頭上席政策調査員

議 事：

- （1）地方公共団体向けPFI事業実施手続効率化マニュアルの策定について
- （2）優先的検討規程策定・運用の手引の改定について
- （3）物価変動への対応について

峰村参事官 少し時間が早いですがけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第16回事業推進部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日進行を務めますPFI推進室参事官の峰村でございます。

本日は、構成員8名のうち6名の委員、専門委員の皆様にお出向をいただきありがとうございます。

民間資金等活用事業推進委員会令に規定されています定足数である過半数に達しており、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

まず初めに、PFI推進室長の鈴木より御挨拶を申し上げます。

鈴木PPP/PFI室長 おはようございます。PFI推進室長の鈴木でございます。

北詰部会長をはじめまして、委員、専門委員の皆様におかれましては、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

そして、この会議での御指導に加えまして、我が国PPP/PFI全体の発展のために様々な場面で御尽力をいただいていることに併せてお礼を申し上げたいと思います。

皆様御案内のとおりでございますけれども、現在、令和13年度までの10年間で30兆円という事業規模目標の達成に向けまして、昨年6月に決定されておりますPPP/PFI推進アクションプランに基づきまして、各府省と連携しながら政府一丸となって案件形成や各種施策の推進に取り組んでいるところでございます。

さらに、昨今では物価高の影響でありますとか、人手不足でありますとか、様々な課題がございますけれども、他方、日本全国で多数のインフラの老朽化が進んでおりまして、経済活性化のためにも、ますますPPP/PFI投資の促進に取り組んでいくことの必要性が高まっていると認識をしております。

こういった状況を踏まえまして、昨年12月に関係府省の担当課長、30名以上の方を一堂に集めまして、総理補佐官がヘッドになりまして、PPP/PFI投資促進タスクフォースという会議体を立ち上げさせていただきました。当該タスクフォースにおきましては、アクションプランのさらなる目標の上積みでありますとか内容の充実に向けて、担当課長の方々と議論をしているというような状況でございます。

本日は、この議事のとおりでございますけれども、地方公共団体向けPFI事業実施手続効率化マニュアルの策定でありますとか、優先的検討規程策定・運用の手引の改定、また物価変動への対応について御議論を賜ることとしております。我が国PPP/PFIのさらなる円滑かつ実効的な遂行に向けまして、委員の皆様方の御知見を賜りたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

峰村参事官 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

資料1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、資料3、それから参考資料1から4までを配付してございます。

このうち資料1-2、2-2、2-3につきましては現在策定途上のものであるため、

民間資金等活用事業推進委員会議事規則第6条及び第7条に基づき、委員及び専門委員のみへの配付とし、ホームページ上でも非公表とさせていただきます。

それでは、以後の議事につきましては北詰部会長に進めていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

北詰部会長 部会長を仰せつかっております北詰でございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

次第の議事(1)「地方公共団体向けPFI事業実施手続効率化マニュアルの策定について」でございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

齊藤補佐 参事官補佐の齊藤です。

本日は、地方公共団体向けPFI事業実施手続効率化マニュアルの策定について御審議いただきたく、資料に基づき御説明させていただきます。

資料1-1は本策定の概要について御説明する資料でございます。

資料1-2はマニュアルの案です。マニュアルの案のうち事業実施プロセス例がA4サイズですと見にくいと思いましたので、別添でA3横の資料をつけてございます。

資料1-3は現行のマニュアルです。

資料1-1、1ページを御覧ください。PFI事業の実施手続の効率化に関する検討の位置づけについてです。

経済財政運営と改革の基本方針2025、PPP/PFI推進アクションプラン(令和7年改定版)において、重要な取組の一つとして位置づけられています。

続いて、2ページも同様に位置づけを示す概要をつけております。

続きまして、3ページを御覧ください。現行のマニュアルの背景・課題、環境変化に伴う課題とその対応についてです。

現行の地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアルは平成26年に作られたものですが、震災復興において緊急性が高い庁舎・宿舍等の施設整備型の事業を対象とすることを前提に、円滑かつ迅速な震災復興に資するため、PFI事業実施手続の簡易化を検討するという背景がございました。

現行のマニュアルの主な課題、環境変化に伴う課題、それらの対応として大きく3つ述べさせていただきます。

1つ目は、上記の背景のとおり、簡易化が意識されていたことです。その簡易化の方法も以下の2つのパターンのみであることから、その対応として、地方公共団体がPFI事業実施に必要な手続や合意形成を適切に実施しながら、手戻りなく事業実施手続に関する期間、コスト、地方公共団体及び民間事業者の実務担当者の負担を軽減することが可能となるような効率化を意識して記載しています。

また、単純に異なる手続を一緒に実施することで簡易化するというだけでなく、

検討プロセス、庁内体制、議会对応を踏まえた効率化方策、これらを網羅的に記載しています。

2つ目、対象事業がサービス購入型に限定されていることから、混合型及び独立採算型のPFI事業も対象事業として記載をしています。

3つ目、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公共施設等に係る需要変動リスクや、急速な物価上昇等による事業費の上振れリスクの顕在化など、事業環境や経済環境の変化により、より丁寧な事業化検討手続が求められることにより、手続の増加や検討期間の長期化を招いたり、最悪の場合、入札不調・不落となるようなPFI事業が増加したりすることから、その対応として、地方公共団体の規模、議会のスケジュールを踏まえた場合分けを行い、具体的な事業実施プロセスの流れやスケジュールを示しています。

また、プロセスガイドラインに則った各フェーズにおける効率化方策によって検討期間の短縮を意識して記載をしています。

また、入札不調・不落の対策を追記しています。

続いて、4ページを御覧ください。

これまでの背景、課題、それらの対応等を踏まえて、PFI事業化の経験が豊富な地方公共団体、民間事業者、コンサルタントで構成される手続効率化ワーキンググループを開催いたしました。そちらの議論、先行事例の調査を踏まえまして、検討の期間短縮・手続の効率化ができるポイントを抽出し、マニュアルの骨子について当該ワーキンググループで議論いたしました。

続いて、5ページを御覧ください。

これらの検討過程を踏まえたアウトプットとして、地方公共団体向けPFI事業実施手続効率化マニュアルの概要について御説明します。

まずマニュアルの構成として、第1章にマニュアルの目的・対象事業・効率化の定義を書き加えています。

第2章は、PFI事業の実施手続全体を通じた効率化を追記しています。

第3章は、プロセスガイドラインに則ったステップごとに効率化方策を記載しております。

第4章、こちらを追加した事項ですが、入札不調・不落等への対応策を通じた効率化を追加しています。

また、第5章、参考資料として、PFI事業実施プロセス例を追加しています。

効率化の定義は先ほど述べたとおりであり、また記載のとおり定義しています。

続きまして、事業実施手続の効率化について、各ステップにおいて効率化を図るとともに、プロセスの最適化や事業実施手続の実施体制の工夫といった効率化も図ることが重要であると記載してございます。例えば予算策定プロセス、議会実施時期など、柔軟に時期、タイミングを調整することが難しい手続から逆算した工程管理をすること。また事業所管部署に対して、事業実施手続における全庁的な支援、組織としてのノウハウ蓄積、情報共

有が重要であるということ盛り込んでいます。

事業実施手順の各ステップにおける効率化方策として、プロセスガイドラインに則った各フェーズにおける事業実施検討手続に際し、効率化に資する考え方や具体的な方策について解説しています。

また、入札不調・不落の対策を通じた効率化も追記しています。

PF1事業実施プロセス例と事例集についてです。プロセス例では、議会スケジュール、予算要求時期、それらを重要なマイルストーンと位置づけ、それらを踏まえた地方公共団体の規模別のPF1事業化プロセス例を掲載しています。

事業発案から契約手続までの期間が通常の検討手続例では48か月要するところを、各種効率化方策を実施して、期間短縮を図るものとして4例作っています。効率化の として、中規模以上の地方公共団体向けとして38か月、効率化の として、当初予算で作っていくベースで36か月、補正予算も活用した効率化 ですと34か月程度になると例をまとめてご紹介します。別添のA3の資料がこれらの基となる資料でございます。皆様方におかれましては付箋をつけておりますので、御確認いただければと思います。

また、それぞれのプロセス例に付随して、それぞれの手続にどのような手順でどのようなことを検討しなければならないのかということも補足、解説しており、PF1事業実施手続に不慣れな地方公共団体、事業所管部署でも効率的な手続が実施できるように配慮して作っています。

次に事例集ですが、5つの事例を基に事業概要、事業化推進体制、事業化ステップにおける工夫、事業実施フロー・スケジュールを紹介し、事業化手続ごとの工夫、事業プロセス例を掲載しています。

それぞれの案件で議会報告、予算要求、庁内意思決定時期を記載して、スケジュール立案の参考となるように作成しています。

続きまして、6ページを御覧ください。先ほど述べた4つのプロセス例の比較のイメージを並べたものでございます。

検討当初の段階から、左側の事業発案、簡易な検討、この辺りのいわゆる検討の上流部分の検討を短縮することが検討期間全体の短縮化につながるのではないかとといった仮説を持ってワーキンググループ並びに検討を進めておりましたが、御覧のとおり、やはり左側の部分での短縮効果が著しいものなのだろうなと思っています。

続きまして、7ページ以降のページにつきましては、事業実施手順の各ステップにおける効率化方策をもう少し細かく記載しているものですが、その中でマニュアル本文に書かれているものの中から一部の例を記載して列挙してございます。

委員の皆様におかれましては、当たり前のごとが多く記載してあるといったような感想をお持ちになると思いますが、マニュアルにおいて各ステップでこういった方策があるということもまとめています。

8ページ目が、実施方針、特定事業選定のステップにおける効率化方策。

9ページ目が、民間事業者の公募・選定、事業契約締結、モニタリングにおける方策の例です。

10ページ目が、事業化全体を通じ効率化したもの、並びに入札不調・不落への対策の例を記載してございます。

資料最後の11ページです。こちらは参考とはなりますが、本件に関連する、また発生する論点についてです。

詳細の説明は割愛させていただきますが、当該ワーキンググループでの議論や検討時に、こういった課題があるとの指摘がありましたので、引き続き当該論点については検討を進めてまいりたいと思っております。

資料の御説明は以上となりまして、冒頭、当室参事官が申し上げたように、資料1 - 2については現在策定途上のものであるため、本日御意見いただいた内容、掲載されている地方公共団体への確認をして、最終化次第、北詰部会長に御確認の上、公表してまいりたいと存じます。

事務局からは以上でございます。

北詰部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明に関して、御意見、御質問を承りたいと思います。

今日はこのフロアの委員ばかりで、ウェブ参加の委員がいらっしゃらず、この6人でございますので、自由にお手を挙げていただいて、御指名申し上げますので、ぜひ御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

山口委員、よろしくお願ひします。

山口部会長代理 青山学院大学の山口です。御説明ありがとうございました。

基本的な枠組みとしては、丁寧に整理されて、よろしいかなと思っております。

ただ、もともとこの効率化の必要性の背景としては、これまでPPP/PFIをやった経験のない自治体にとって、かなり負担が重いと。そこを軽減してあげたいということになると思うのです。そうするとどちらかといえば、優先的検討規程を策定していないとか、ある程度規模の小さい自治体が効率化ニーズが高いのかなと思っております。

一方で、規模が小さいと、事業性を確保するために広域化であるとか複合化が必要になってくると。特に複合化ですと、私は事業者選定をいろいろ自治体でやっている、複合化施設の場合、1つの箱にいろいろな機能を搭載するということになるので、どうしても事業者の選定に当たっての選定基準を細かくしないと、なかなか事業者からいい提案を引き出せないというところがあります。

そういったことを考えると、御説明いただいた6ページでいうと、ステップ1からステップ5まであるのですけれども、ステップ1からステップ3のところは短縮効果が大きく期待できると考えています。特に過去の先行事例を手がけた自治体からアドバイスをもらったりとかということを含めて議論を進めていくと、ある程度短縮効果が得られるかなと思うのですけれども、一方で、事業者選定に数多く携わっている立場からすると、事業者

募集・選定のところで短縮をするというのは、事業の性格によって、シンプルなスキームであれば選定委員会の回数を減らしてということはいいのですけれども、本文のほうで言うと40ページ、補足情報で審査委員会での審議事項というところで、一般的なケースが表13で、手続を効率化したケースが表14とあるのですけれども、実際に委員会で、特に委員長を結構経験していて、そういう中でいくと、事業者選定基準、落札者決定基準を慎重に審議して、要求水準書は最低限のものしか求めていませんから、そこで事業者にどういった創意工夫を発揮してほしいのかというところを落札者決定基準で明確にしていけないと、いい提案を引き出せない。

どうしてもPPP/PFIというのは、施設の設計・建設・運営・維持管理ということで、非常に期間が長い事業になりますので、そこで選定がうまくいかないということになると、後でそれを引きずるということがあるので、どうしてもいい提案を引き出したいというところがあるので、落札者決定基準を選定委員会にかけずにもう出してしまうみたいなところはちょっと難しいのかなと思ってまして、そういった観点から言いますと、資料1-1の8ページ、実施方針のところ、実施方針・要求水準書(案)の公表タイミングで事業者選定基準・評価の考え方の詳細を民間事業者に説明するというところで、シンプルなスキームであればある程度できるのですけれども、今申し上げたような複合化施設であるとか、ある程度慎重な審議が必要な部分というのは、このタイミングで出すというのはちょっと難しいかなと思っていますので、その点も少し考慮していただけたらと思います。

全体については賛成をしていますので、簡単ではありますが以上になります。

北詰部会長 事務局よりご発言願います。

齊藤補佐 山口先生、ありがとうございます。

御指摘いただきました必要性ですとか、あと実施する事業によって濃淡があるのではないかというような御示唆だと思しますので、資料1-1の8ページ、資料1-2の40ページにはあくまで例として記載しているところなのですが、補記を検討したいと思います。具体的には、シンプルなスキームの事例ですとこういった記載でよろしいのかと思うのですが、先生がおっしゃるような複合化ですとか、慎重な審議を必要とする例もあるといったところは記載を検討したいと思います。

ご意見ありがとうございます。

北詰部会長 ありがとうございます。

お二人ぐらいまとめてから事務局にお願いします。

鬼頭上席政策調査員 先ほどの回答に2点ほど補足をさせていただきますけれども、まず1点目が、効率化のウエートというか方向性について、お手元の資料1-2のマニュアルのドラフトの8ページを御覧いただければと思います。8ページの一番下のところに、縦軸が庁内・庁外の調整業務の負担の大小、横軸が庁内専門性の不足の大小という形で、自治体の規模によって、実際、今回ワーキンググループでも比較的先進自治体と呼ばれるような川崎市さんであったり浜松市さんの御意見もいただいたり、あと事例でかなり小さ

な規模の自治体の方ともいろいろ意見交換をさせていただく中で、大規模自治体の場合は比較的庁内の調整であったり議会の調整、あと住民の方との調整などで非常に時間がかかると。なので、この部分の効率化の余地が非常に大きいだろうと。

逆に小規模自治体の場合は、御承知のとおり庁内の意思決定の階層なども非常にシンプルなところが多いので、決まってしまうばぼんぼんと進んでいくようなケースが多いので、ただ、逆にPFIやPPPについての専門知識を持った方が少ないというところが一つ大きなポイントなのかなと我々も認識して、今回それを踏まえた上で取りまとめているのが1点目でございます。

もう一点が、先ほど山口先生から御指摘がございましたように、これは当初、ワーキンググループを開催する前の段階から我々のほうでも仮説として持っていたのですが、資料1-1になりますけれども、6ページで期間短縮イメージというものを比較で載せておりますけれども、ステップ4、5のある意味ドキュメンテーション以降のプロセスというのは、実際、今回、ワーキンググループで公共アドバイザーの経験が豊富なコンサルの方にもたくさん意見をいただきましたけれども、ある意味ほぼほぼ効率化されているし、逆に選定のところであったり事業者の提案期間を確保するという意味ではあまり削り代というのはなくて、上流の部分でいかに効率的に合意形成をしていくか、あとスキームアップしていくかというところが一番ポイントになるかなというところでしたので、そちらについては御指摘のとおりということで、御意見を承らせていただきます。

以上になります。

北詰部会長 ほかにございましたら、いかがでしょうか。

鷺委員、よろしく申し上げます。

鷺専門委員 鷺でございます。

まさにこちらで示されましたとおり、早期の情報開示と民間事業者との意見交換であるとかヒアリングは非常に重要だと思っております。実際、我々民間事業者の立場で、私、述べさせていただきますと、実施方針から入札公告という段階で条件が整っていない場合、この後の物価スライドの話にもちょっと絡んでくるのですが、民間事業者としてはやはり応札できないという事象が発生してしまいますし、これは大分改善されたとはいえ、以前非常に頻発しておった事象だと思っております。

一方で、私、公共側のロジックはよく存じないところもあるのですが、いわゆる予算措置において、補助金であるとか交付税であるとかというのが非常に重要なポイントになっているとも聞いておりますので、上流を短縮する場合、大きな自治体はそういう専門家の方がいらっしゃるのですが、中小の自治体ですと、そういう国との折衝であるとか、県からの補助金というようなものに関して、しかるべき支援というものの体制も併せて整えていくべきではないかと思っております。

繰り返しになりますが、公平性・透明性を担保した上で、民間の意見を事前にどれだけ聞いていけるか。そして、先ほど御指摘がありましたとおり、特定事業の選定、公募から

落札、契約というのはほぼほぼもう最短化されているとっておりますので、ここは短縮できないというところであれば、その際に民間事業者がしっかりと競争性を持って応札できる条件の整理であるとか、予算措置というものを御検討いただければと思います。

以上でございます。

北詰部会長 併せてもしございましたら、ご発言どうぞ。

藏重委員、お願いします。

藏重専門委員 藏重でございます。

私も今の御意見に重なるような感じなのですが、まさに事業発案段階、簡易な検討段階、ここが短縮されるということに関しては非常によろしいと思っておりますし、私も過去にいろいろな地域の地元の自治体さんと議論する中で、この表を本当にどれだけ短縮できるかというのを議論してきた覚えがありますので、まさにそういったことができるといいなと思っております。

そういう中でという観点で少し御意見させていただくのですが、昨年12月、金融庁が地域金融力強化プランというものを発表しまして、今後の地域金融機関があるべき姿というのを示されています。その中に、今後の地域金融機関が地方のいろいろな課題解決のために官民連携、まちづくりへの参画という1項目が入っております。

何を申し上げたいかという、先ほどの鷺さんの話もそうなのですが、まさに小さな自治体さん、誰に聞いたらいいのかわからないというような状況の中で、地域の地域金融機関というのが、その課題解決をやる一つの助け船を出してくれるのではないかと考えていますし、先ほど申したとおり金融庁は各全国の地域金融機関に対して、まさにこの分野に協力をというようなことのメッセージを出したと思っておりますので、現時点ですぐにそういう金融機関が対応できると私は思いませんけれども、今後、可能性として、地域金融機関のノウハウがたまっていけば、自治体さんのよきパートナーとして、事業発案から簡易な検討をどれだけ短縮できるかという観点で貢献いただけるのではないかなと思っておりますので、ぜひそういうことをこのマニュアルにも少し含みを入れていただけるとありがたいなと思いました。

北詰部会長 どうもありがとうございます。

両先生の御意見は比較的似ているので、併せて御回答いただければと思います。

齊藤補佐 鷺委員、藏重委員、ありがとうございました。

鷺委員のご指摘はおっしゃるとおりかと思っておりますので、引き続きブラッシュアップできればと思います。

藏重委員からの地域金融機関の在り方について、ぜひ地域金融機関を介して自治体並びに事業者に対して、ノウハウ提供並びに案件の精査をしていただきたいなと思っております。その一翼を担っていただくところといたしましては、地域プラットフォームの活用をこのマニュアルに書いていますので、その辺りでより補記できるような箇所があればそうさせていただきますように思います。

以上です。

北詰部会長 地域の金融機関はいろいろなノウハウをお持ちであるし、かつ、金融ネットワークのほうで少しいろいろな知恵を活性化していく仕組みをお持ちだと思いますので、そういったところも重要になってくるのかなと私も思いました。ありがとうございます。

ほかにもございましたらいかがでしょうか。

金山委員、よろしくをお願いします。

金山専門委員 金山でございます。

先ほどの意見に続いてしまうようなところがありますけれども、前半のほうで、どのような形で基本構想だとか基本計画だとかということをとまとめていくかということがかなり重要とっております。

特に民間目線のところでいきますと、入り口のところで、例えば想定している事業の事業規模だとか事業スキームだとかそういったものなるべくまとめられた形で、早いタイミングで出てくると、民間のほうからも効率的に意見が吸い上げられる観点がポイントとっております。

一方で、先ほどもお示しいただいたように、自治体の規模によって、これをしっかりまとめ切れる自治体とまとめ切れない自治体とがあると思うので、こういったものを提示していくと、前半部分が効率的にできるということをしかりと広めていく必要があると思っております。

以上です。

北詰部会長 ありがとうございます。

難波委員、どうでしょうか。

難波委員 難波です。

大変膨大な資料をまとめていただいてありがとうございます。

幾つか気づいたところとして、こちらの中で書かれているところで、削減率をあまり大きく取ると危険ですよと書いてある割に、平均Value for Moneyというのを一覽で出されていて、事例も出されていらっしゃるのですが、これ自体が危険な気もしなくもないかと。当然出されているのは、過去のマニュアルでも出されてはいるものの、8%とか10%とか13%と置いてしまって本当に大丈夫かなと、一抹の不安はなきにしもあらずかなと思ったというのがまず1点目です。

今でも削減率5%にするのか10%にするのかでえいやでやられているところが多いと思うのですが、5%でコンサルさんはやると言っていたけれども、8%でできるんだと間違ったメッセージを送らないようにしていただきたいというのが1つ目です。

もう一つが、対象としている事業手法というところ、恐らく先ほど山口先生からもあったのですが、小規模な自治体さんで、この後出てくる優先的検討規程も定めていない自治体の場合、PFIのここでやるんだということに至るまでが結構時間がかかるのではないのかなという気がしなくもなく、当然この部分を対象にこのマニュアルでは短くし

ていくというのはそのとおりなのだと思うのですけれども、小規模な自治体であればあるほど、手法すらよく分かっていない人たちもいっぱいいるのも事実で、ここにいきなりたどり着けるのかなという気もしなくもなくて、そこもあるとより親切かなと思ったというのが2つ目です。

特に、前の簡易化マニュアルに関しては、割とセクターを明確にしていた部分があったので、じゃあ給食センターやるならとか、学校やるならここに来ればいいやというのがあったのですけれども、果たしてここにいきなり来られるか、特に経験が今までないところというところに、逆に言うと前のマニュアルのほうがその部分は分かりやすかったというような気がしてしまいました。

もう一つ、入札不調に関してのところ、ここだと不調の原因をあくまで価格であろうという想定を置かれていらっしゃるのだと思うのですけれども、不慣れな自治体さんほど要求が過大になる傾向というのがあって、特に何か稼いでくださいとか、民間さんにやってもらったらあんなこともこんなこともできるのではないかとということで、そんなマーケットがないにもかかわらず、いろいろな要求が盛り込まれてしまっているというような範囲になってくると、本当に実施方針のところ立ち返っていかないとイケなくなるということも踏まえないとイケないのかなと。なので、その実施方針、特定事業の範囲等々の部分をどういうふうを選んでいくのかというところは、もう少しあってもいいのかなと思いました。

以上です。

北詰部会長 では、まとめてお願いします。

齊藤補佐 金山委員、難波委員、ありがとうございます。

難波委員からのご指摘は大きく言うと3つほど挙げられたかなと思っております。

削減率、VFMについて、本マニュアルでは注意書きで、参考VFMはあくまで過去のPFI事業の実績であるというところで、主にマニュアルの33ページの最後のパラグラフに記載しており、いわゆるサービス水準の向上などの定性的な評価、物価変動や技術革新の影響、地域の特殊性、そういったものは含まれていないということは注意が必要ですというところは述べさせていただいております。

2つ目、未経験の地方公共団体がこのマニュアルにたどり着けるかという点。これはPFIの永遠の課題かと思いますので、まずは小規模で混合型事業で、ある程度の施設整備を伴って維持管理をするものを対象に少しずつ裾野を広げていければというところがこのマニュアル作成の思いの一つかと思います。

並びに、未経験の地方公共団体に対しては、先ほど藏重委員からもありましたように、地域金融機関等のサポートをうまく活用していただいて、連携しながら進めていければと思っております。

3つ目の入札不調のところ、そもそも地方公共団体の要求が過大で、要求水準の見直しまで立ち返るといような事例についてご説明いただきました。要求が過大過ぎないか

どうか、要求水準の吟味といったところを盛り込めるようでありましたら記載を検討したいと思っております。

鬼頭上席政策調査員 追加で1点、私から補足をさせていただきます。

まず削減率のお話なのですが、今こちらのマニュアルの中におつけしているVFMの情報というのは、内閣府でこういったPFI事業のデータベースを既に公表しており、その生データを基本的にはそのまま記載しております。

確かに分野ごとで見えていただいて、昔の案件はVFMが高いもの多くて、令和に入ってからのもは如実にVFMが出ていないので、なぜこういう情報をあえて載せているかということ、あくまでもVFMの算定は自治体にとっては非常に手数がかかる作業になります。外注するにしてもです。ですので、簡易検討であったり、かなり上流の段階で検討している分野のVFMがこれぐらいの実績があるのだというのが簡単に示せるというか確認ができるような部分である程度手数が減らせるのであれば、それは一つ記載する効果があるのかなということ載せております。

ですので、昨年も多様な効果というもので1つ事例集みたいなのを公表しておりますけれども、VFMが当然ながら昨今の物価高騰に伴って出にくくなっている環境には間違いなくありますので、そこで定性的な評価、多様な効果のほうも含めた複合的な評価をしてくださいというような記述もこのマニュアルの中では既にございますので、なかなかそこだけを強調するというのは難しいのですけれども、削減率についての考え方としては、我々としては以上のように考えております。

北詰部会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

アドバイザーさんも、Value for Moneyの数値については、その数値だけではなくて、その推移や経緯なども併せて情報を出してくださっていて、この辺りが少ないあるいは小さいとか、昨今はそのような状況にあるというような議論は現場ではよくされているので、時系列的な流れも併せて御紹介いただけると関係各局が納得いただけるのかなと思います。

私のほうから幾つか申し上げておきます。コメントですけれども、先ほど鷲委員から、実施方針で条件が整っていない場合はなかなか大変だという話があったのですが、実際に、山口委員と一緒にですが、私も業者選定委員会をいっぱいやっており、事前に候補者の方から質問を受け付けますと、いろいろな質問がすごい量来るわけです。その中に割とまだ整っていない条件についての質問項目が多いことがあります。特に不慣れなところなんかはそうです。アドバイザー企業さんしっかりしてよと思うことがあることはあるのですけれども、おっしゃるように、事前にある程度条件をはっきりさせておくということが、先ほどのもうかなり効率化が進んでいるというステップ4、5においてもそういったところは考えていただいたほうがいいかなと思います。まだまだ事前質問で条件に関する質問が多いことがございますので、ぜひ明確にしていいただければと思います。

1点質問がありまして、幾つかのパターンの中で、公共施設等総合管理計画との関連でいきますと、もうこの時期に大規模更新があるとか、建て替えがあるというのは、当然分

かっているタイプのものがあります。公共施設等総合管理計画はほぼ1,700全ての自治体がつくっているはずですから、ステップ1から3の短縮の議論もあるのですが、ここまで事業をやらなければいけないといったときの着手は早めに行うところがあるということです。それほど手間がかからないときから、ゆっくりそれぞれ地ならしをして、先ほどみたいな条件の整理だとかそういうことをやってくださる企業とのヒアリングだとかというのは、徐々にやっていけるというところがありますので、期間だけ言うと例えば48から36の短縮とは限らなくても、着手を早くして、あまり自治体の職員さんの負担がかからない範囲で条件を整えていって、本格的にどんと始めるということも、結局は同じ趣旨でできるのではないかなと思いますので、ある程度時期が分かっているものについては、公共施設等総合管理計画と合わせながらとか、あるいは総合計画や施設計画と合わせながら進めていってはどうかというようなことを言ってもいいかなと思います。

最後、もう一点、次のテーマに関連するのかもしれませんが、小さな自治体さんのこういった案件を進めていくときにお困りになっているのが、各自治体の財務・財政当局との調整というところだと思います。PFIに慣れていけば財務・財政当局も分かっているのですが、初めてとか、1回目、2回目ぐらいであると、そういう言い方をすると申し訳ないのだけれども、トラディショナルな入札方式しかお考えのない財務・財政当局がおり、それはそれで正しいのですが、PPP/PFIということで彼らにとっては極めて特殊なやり方で進めていくわけですが、そこに御理解が得られなくて、現場で調整にすごく時間がかかっているということが何件か私も経験しておりますので、例えば、自治体の財務・財政当局と密接な連携をとりつつ、といったことをどこかに書いておいていただいて、その辺もちゃんとやっておかなければいけないということを分かっていたらいいかなと思いました。

以上でございます。

齊藤補佐 北詰先生、ありがとうございます。

主に3点のご指摘かと思えます。

1つ目、実施方針までに条件が詰まっていなとなかなか提案が難しいというところと、質疑も大量に出てきてしまうという事例は多くございますので、ステップ5、6でも、いま一度何か工夫ができる点があれば追記したいと思います。

2つ目、公共施設等総合管理計画等との関係で、もう事業開始の期限が決まっているものから逆算してやっていく。これは今回作成したプロセス例の考え方と同じですので、地方公共団体の抱える案件によっては余裕のあるときに、例えば同時に3件やると負担が多くなってしまいうような場合はそれをなるべくずらしたりとか、逆に兼ねて検討をしたりすることで負担を軽減できるかもしれないという御示唆、ありがとうございます。付記できるかは検討させていただきたいと思えます。

3つ目、財政当局との調整は小さな自治体や慣れていないところのほうが難しいのではないかという御指摘に対してですが、ワーキングメンバーにもなられている川崎市から良

いい示唆をいただいたと思っております。政策会議として人事、財務、企画の部署合同での会議をしており、そこで政策調整を図るといった示唆がございましたので、このマニュアルにもそういったところを記載しています。財務のみならず人事、この事業ではなかなかリソースが足りなそうだったらそこに持っていうといったところの工夫も川崎市などではしているようですので、そういったところは盛り込んでございます。

北詰部会長 どうもありがとうございます。

ほかに、このテーマについて何か御意見ありますか。難波委員、どうぞ。

難波委員 1点だけ追加で、上位計画との整合というようなところがあるのですけれども、それに関して、例えば国として庁舎のZEB化とかそういったようなものを求めていたりするのが、小さな自治体ほど知られていなかったりとか、特に排出量のレポートとかが将来必要になってきますよみたいなところというのが、そういうものが要求水準からごっそり落ちてしまうと、後になって費用として追加されてしまうことになると思うので、簡易化マニュアルの簡易化とはちょっと違う部分なのですけれども、こういうものを見ておかないといけないよというリストがあると親切かなと思いました。

北詰部会長 よろしくをお願いします。

齊藤補佐 難波委員の御指摘を踏まえて検討させていただきます。ありがとうございます。

北詰部会長 ありがとうございます。

環境だけではなくて、いろいろあるかもしれませんからね。よろしくをお願いします。

大体この議事につきましては御意見いただけたかなと思います。よろしゅうございますでしょうか。

では、この議事につきましては一旦クローズとさせていただきます。

なお、本議事の資料1 - 2については、先ほども御案内がありましたけれども、事務局から説明があったとおり、今回の審議及び委員からの御意見収集を踏まえて修正した後、公表するというところでございます。

公表版の調整につきましては、大変恐縮でございますが、私、部会長に御一任いただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

北詰部会長 どうもありがとうございます。そのようにさせていただきます。

では、議事(2)に参ります。議事(2)は「優先的検討規程策定・運用の手引の改定について」、事務局より御説明をお願いいたします。

山口企画官 企画官の山口です。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、資料2 - 1で説明をさせていただきます。

優先的検討規程策定・運用の手引の改定ということでございますが、1ページを御覧いただければと思います。

今回の手引の改定につきましては柱が3つございます。

1つ目の柱は、指針の改定を手引に反映するというものでございます。優先的検討規程は、国の指針に基づきまして地方公共団体が定めることとなっておりますが、その国の指針が令和7年6月に改定をされてございまして、それを手引にも反映するというものでございます。指針の改定につきましては から の4つのポイントがございまして、これにつきましては後ほど御説明をさせていただきます。

2つ目の柱は、課題に基づく解説の充実でございます。内閣府では、地方公共団体に対しまして、優先的検討規程の策定や運用を支援してございます。その支援の中で把握いたしました課題などに基づきまして解説を充実してございます。

3つ目の柱は、策定の手引と運用の手引の統合・再編でございます。2つの手引で重複した記載があることと、運用の手引につきまして平成29年1月時点のもので現在の実情に合わない記載も一部あることなどから、2つの手引を統合しまして再編をするというものでございます。

順番に説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

恐縮なのですけれども誤記がございまして、最初に訂正をさせていただきます。2ページの左下の下から4行目、PPP/PFI手法とございますが、PPPが不要でして、PFI手法でございます。訂正しておわびを申し上げます。

それでは、説明に戻らせていただきますけれども、指針の改定につきましては4つのポイントがあると申し上げましたが、その1つ目は、番、赤字にしてございますが、優先的検討規程の策定及び運用が求められる対象を人口10万人以上の公共団体から5万人以上の地方公共団体に拡大をするというものでございます。

これを受けまして、手引では、指針の改定の経緯ですとか規程策定の効果を追加するとともに、人口10万人未満の地方公共団体の事例を充実してございます。具体的には、左の中段部分にございますけれども表1ということで追加をしてございまして、平成27年には人口20万人以上の地方公共団体に対しまして規定の策定を要請し、その後、令和3年には人口10万人以上に拡大し、令和7年には人口5万人以上の公共団体に拡大をしてきたという表を追記するなど充実してございます。

効果につきましては、(2)にございますが追加をしてございまして、規程の策定はPPP/PFIの導入に向けた検討プロセスを制度的に位置づけまして、検討対象事業や判断手続を明確化するもので、これによりまして関係部局間の調整・判断手続の効率化といった実務的な効果が期待できるということと、下から5行目からですけれども、実際に規程を策定・運用している人口20万人以上の地方公共団体におきましては、規程策定前はPFI手法の導入件数がおおむね5年に1件のペースで推移していましたが、規程策定後はおおむね2年に1件のペースで案件形成がなされているというような記載を充実させていただいてございます。

また、右側に人口6.8万人の愛知県豊明市の事例を載せてございますが、人口10万人未満

の地方公共団体の事例を充実することによりまして、人口10万人未満の地方公共団体が取り組みやすい環境整備に努めているところでございます。

3ページをお願いいたします。

指針の改定の2つ目のポイントは、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進でございます。これを受けまして、手引では規程の例の見直しなどを行ってございます。規程の例と申しますのは、地方公共団体が優先的検討規程を策定するときに参照できるように手引に定めているものでございます。

左下でございませけれども、規程の例の2に優先検討の開始時期というところがございませ。これは、こういったときに優先検討を始めましょうということを書いた箇所なのでございませけれども、そこに分野横断型や広域型の事業を検討する場合というのを下に赤字で書いてございませますが、追加をさせていただいてございませ。

また、右側の下のほうですけれども、(3)規程の例とございませして、3、優先的検討の対象とする事業というところがございませますが、もともとは事業費の総額が10億円以上等とされておったのですけれども、今回赤字の部分を追加しまして、単独ではこの基準に満たない場合でも、分野横断型ですとか広域型を推進することによりましてこの基準を満たす可能性がある事業も対象にするように見直しを行ってございませ。

4ページをお願いいたします。

指針の改定の3つ目のポイントは、多様な効果による評価の促進です。これを受けまして解説の充実ですとか事例の追加を行ってございませ。

具体的には、左の中段部分にございませますが、赤字にしてございませ解説のところですが、多様な効果による評価につきましては、簡易な検討において、費用総額の比較と併せて、又は補完するものとして取り扱ひまして、事業を総合的に評価することが有効であるということを追加するとともに、右側の事例でございませますが、既に多様な効果を把握することを定めている茨城県土浦市の事例を追加するという対応を取ってございませ。

5ページをお願いいたします。

指針改定の4つ目のポイントは、対象事業の基準の柔軟な設定でございませ。これを受けまして手引では解説の充実や事例の充実等を行ってございませ。

具体的には、左側の中段部分ですけれども、(2)解説とございませますが、人口規模の小さい地方公共団体では、10億円等の基準を満たす事業が存在しないことが多くございませして、基準を柔軟に設定するということの重要性を記載させていただいてございませ。

また、右側ですけれども、静岡県湖西市でございませますが、こちらでは事業費基準5億円以上と設定してございませして、そのように基準を柔軟に設定している事例を充実させていただいてございませ。

続きまして、6ページをお願いいたします。

手引改定の2つ目の柱でございませ課題に基づく解説の充実です。優先的検討規程を円滑かつ実効的に運用する上での留意事項を9つの論点に分けて整理をいたしてございませ。

赤い部分が今回追加をした項目でございます。

7ページをお願いいたします。

この9つの論点につきまして、課題等を踏まえて対応を行っているわけなのですが、その課題等と対応について取りまとめたものでございます。

新たに追加した論点につきましては、例えば 番ですけれども、公的不動産の利活用事業を優先的検討の対象に含める団体が増えてきているということを踏まえまして、公的不動産の利活用事業を優先的検討の対象として独自の検討プロセスを設定している事例を紹介させていただいております。

また、既存の論点につきましては、 番ですけれども、「PPP/PFI手法は多様なため、経験の少ない地方公共団体では選択が難しい場合がある。既存の運用の手引の事例が古く、最近の事例を整理した参考資料が少ない」という課題につきまして、8ページを御覧いただきまして、直近10年の事例データを基に、事業分野別に実際に採用されたPFI事業手法等を整理してございます。

具体的には、左下にございますように、アからウの選定理由で選びました事業分野につきまして、右側にございますように、例えば学校施設につきましては、事業手法といたしまして、直近10年の123件の事例のうち122件はBT0方式を採用している、こういった整理をさせていただいております。

9ページをお願いいたします。

手引改定の3つ目の柱でございます策定の手引と運用の手引の統合・再編でございます。2つの手引を優先的検討規程策定・運用の手引として1冊に統合いたしまして、重複する内容を解消するとともに、地方公共団体の職員が読みやすくなるように構成の見直しを行ってございます。

具体的には、中央部分に書いてございますが、人口20万人未満の地方公共団体の取組を各項目に掲載する、この人口20万人未満の地方公共団体の活用が今後一層期待されるわけなのですが、その事例を各項目に記載するとともに、Q&Aにつきましても各項目の解説に反映するというを行ってございます。

また、もともと運用の手引に掲載されておりました事例につきましては、平成29年度当初のものではございますけれども、今も参考になる事例があることから別冊として整理をしてございまして、資料2-2が手引本文、資料2-3が別冊ということとさせていただいております。

私のほうからの説明は以上でございます。

北詰部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

絶対全員がしゃべらなければいけないということはありません。ご意見なければそれで結構です。

山口委員、お願いします。

山口部会長代理 青山学院大学の山口です。御説明ありがとうございました。

基本的にはこの内容に対して異議とかそういうのはなくて、この内容でよろしいかと思うのですけれども、ちょっと気になるのが、分野横断型・広域型PPP/PFIを推進していくということで、特に広域型は複数の自治体が絡むというところで、優先的検討規程を人口5万人以上という形で小さい自治体に導入するというところになると、広域型ですと基本的に小さい自治体が要は事業を担う主体としてはなかなかならないというところで、大きな自治体と連携しながら広域化を図っていくというところがあるので、その検討というのは分かるような記載があったほうがいいのかという気はして、ただ単純にこれだと広域型も検討しなければいけませんよという話になるのですけれども、それはそのとおりなのですけれども、なかなか合意形成は難しいというところがあって、そこをもう少し呼び水ではないのですけれども、参考になるものがあればいいのかと思っていました、あと、事業分野別のPFI事例集というところで、資料2 - 2の68ページからあるのですけれども、その中で整理がされているのですけれども、これを見ると複合型とか広域型がどれが該当するのか分からないので、分野横断型・広域型PFIに該当するものであれば、この事例集で分かるような記載をしていただくと参考にもなるのかなと思いました。

以上です。

北詰部会長 もう一人、お二人、もしございましたらいかがでしょうか。

難波委員、どうぞ。

難波委員 難波です。

昨年の会議で出ていた論点を丁寧に拾っていただいたのかなと思います。ありがとうございますね。

今、山口先生からもあったのですけれども、特に広域型に関しては、単体では市場規模が出せないとか、投資に対する効果が出せないようなものは検討したほうがいいよみたいなものをもう少し強めに打ち出してもいいのかと思いましたというのが1つ目です。

もう一つが、これは策定編になるのかなと思うのですけれども、運用編が始まる前段として、正直、優先的検討規程は特に小さな自治体さんでは庁内で知られていないというのが現実だと思うのです。実際、設計の段になって、来年度予算、これ下さいと言われて、いやいやみたいなのが結構手戻りとして起こるケースが多いので、むしろ例えば総合管理計画はみんな知っているから、総合管理計画にちゃんとこういうことも書いておいたほうがいいのか、優先的検討規程がうちの自治体にはあるのだよということをもっと知らしめるための方策が欲しいなと思ったというのが2つ目です。

北詰部会長 スタートの足並みをそろえるときに、優先的検討規程のないところとあるところの自治体が組んだら大変なことになりそうですね。

もしお二人の委員の先生方に関して、御回答がありましたらよろしくお願いします。

山口企画官 広域型を進めるということは、大変重要なことだと思っておりまして、山

口部会長代理の御指摘と難波委員の御指摘は大変貴重なものだと思っております。

小さな自治体と大きな自治体の連携など、より自治体が取り組みやすくなるような工夫ができないかを検討させていただければと思っております。

あと、先ほど山口部会長代理のほうから御指摘がありましたように、68ページからの事例につきましても、どれが広域型なのかということが分かるような工夫ができないかを検討させていただければと思います。

また、難波先生のほうから御指摘のございました広域型でないと市場性が確保できないということにつきまして、昨年のアクションプランでも盛り込ませていただいておりますが、小さな事業規模では、民間事業者が関心を示していただけないという課題がございまして、広域型や分野横断型を推進させていただいていると考えておるのですけれども、よりそういうことが分かるような記載ができないかを検討させていただければと思います。説明を省略してしまって恐縮だったのですが、資料2 - 1の7ページの 番「分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進」の右側、「今回の改定における対応」の2つ目の項目に「必要性等についての解説を追加」とございまして、運用編の「分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進」のところに少しそういったことも書かせていただいております。また、 番の「庁内体制の整備」で、まさに難波先生におっしゃっていただいたような、「担当課等への規程の周知や経験不足」という課題が挙げられてございまして、今回の説明では省略させていただいて恐縮だったのですけれども、庁内の勉強会を開いている事例等を追記させていただいております。難波先生の御指摘を踏まえて、より充実させられないかを検討させていただければと思います。

北詰部会長 どうもありがとうございます。

ほかどうぞ。

藏重専門委員 藏重でございます。

平成27年、優先的検討規程が始まったとき、私はフロントにいまして、まさにこういったものがあるので、いろいろな自治体さん、やりましょうよということを常々言っていた覚えがありますし、先ほど御説明があったとおり、優先的検討規程をつくった自治体さんはかなりの効果が出ているというところでもございまして、まさにPFIの件数が増えていっているというのは、この優先的検討規程のおかげだと私も思っています。

そういう中で、今後もっとPFIというものを増やしていくという観点で、質問のような意見なのですけれども、運用のプロセスのフローの中で、簡易な検討と詳細の検討をして、PFIをやらない場合は、その結果を公表するというルールになっていると思うのです。そういう中で、もしかしたら内閣府さんのほうで、例えば優先的検討規程をつくられた自治体さんが、どれだけやらないということを公表されてというところの母数をお持ちで、どのぐらいの割合があるのかというのをもしかしたら集計されていらっしゃるのかもしれない。別にその数字を言えということではなく、その課題を分析していくと、よりどうい

うものを自治体さんが求めていらっやって、それが結果的に事業化・案件化につながっていくというところが見えてくるのではないかなと思います。その点、いわゆる数の話ではなくて、やらない理由のところというのは、何らかの傾向が見えてきたりとかはしているのでしょうか。

北詰部会長 あわせて、その理由、例えばValue for Moneyが出ないからとか、PFIにふさわしくないからとか、お答えが形骸化してきているかなというのが私の感想です。ですので、ぜひ藏重委員がおっしゃるように集計して傾向を見ていただくのと同時に、分析をやる時にふさわしいような理由の表現にさせていただかないと、形式的なやらない理由がただ並ぶだけで、実態が分からないというのが今の状況になってきているのではないかなと思っていますので、横やりですが併せてよろしくをお願いします。

山口企画官 藏重専門委員がおっしゃるとおり、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には公表ということになってございまして、その理由の分析というのは大変貴重な意見になるのではないかなと思っております。

まだ今の段階できちんと網羅的な分析ができていないわけではございませんので、この手引の改定に間に合わないかもしれないですけれども、そういう分析については、部会長の御指摘もございましたので、検討させていただければと思います。

北詰部会長 これは時間がかかってもよいということでもよろしいですね。PFIにふさわしくないからとか、Value for Moneyが出ないからとか、現場で流れ作業のようにPFIは無理と判断してしまうようなそんな現場の雰囲気は私は感じます。ですので、ちゃんと分析して、そういう実態として改善に向かう、そういうサイクルになるような情報になるように改善を考えていただければなと思います。御指摘ありがとうございました。

ほかにもしございましたら。

鷺委員、よろしくお願いします。

鷺専門委員 5万人の自治体まで拡大していくというのは非常に重要なことありますし、長年PFIというものが進められてきた当然の帰結だと認識しておるところでございます。

ただ、一方で、5万人規模の自治体でございますと、その事業の大きさが小規模になってくると。これは当然でございますけれども、小規模になっているがゆえに事業が簡単になっているかという、私は逆ではないかと思っております。大きく2つあると思っております。地公体の事業をマネジメントする人材、これは自治体様であったり、民間事業者、地元企業であったり、また先ほどお話があった地元の金融機関というところ、こちらの人材がしっかりとPPP/PFIに対応できる人材がいるかという点が1つ。

また、資金調達のところでございます。管工後一括払いのような資金調達が不要なスキームですと分かりやすいのですが、これが例えばプロジェクトファイナンスを志向されるようなことになりまして途端に非常に難しくなりますし、果たしてこの規模でプロジェクトファイナンスが成立するのかなというような議論にもなってくるのではないかと私は推察

いたします。

ちょっと脱線気味ですが、私が所属する前田建設と親会社のインフロニア・ホールディングスというのは、公共施設管理の包括委託というものに関して結構積極的に全国で応募し、管理をしておるのですが、やはりそこで痛感しますのが、5万人規模の自治体様ですと、事務系もそうですし技術系職員がほとんどいらっしゃらないというようなことがございます。ですので、この5万人の自治体、本当に日本では多くの自治体がそうなっていると思うのですが、ここでPPP/PFIを推進されるということをするためには、ちょっと上から目線になってしまいますが、大きな支援であるとか啓蒙、教育というものが非常に重要になるのではないかと考えておりますので、引き続きこのような広げるための支援であるとか施策というものを検討していただければと思うところでございます。

以上でございます。

北詰部会長 どうもありがとうございます。

人口5万から9万9000の自治体のリストを見てみたのですけれども、今、鷺委員がおっしゃったような状態になりそうな名前の自治体が並ぶのです。内部で分析されておられるとは思いますが。具体的な自治体の固有名詞が分かるわけですから、既にPFIの御経験がある自治体、全くない自治体、それから事業規模として最大どれぐらい、補助金なしで真水の事業でどれぐらいの規模のプロジェクトをお持ちかというのを分析されていると思うのですけれども、その情報を併せて示していただきながら議論ができると、具体的なイメージが湧きます。今、御指摘があるように、そもそもマネジメントの人材がない状態、これは要するに実際にパートナーとしてやってくださるコンサルなどの人材を持っているグループや企業さんと一緒になってアウトソーシングするような場合とか、資金調達なんかも地銀さんとほとんどこれぐらいしかできませんよというような規模イメージが先に決まってその範囲内で物事が進むとか、10万人以上、20万人以上とは全く違うお金のやり取りと契約関係の中で進むということがありそうな自治体が並ぶので、今、鷺委員から御指摘のあったことが本当の実態だと思います。現状もしつかんでおられることがありましたらお答えいただき、もしなければ、どのような方向で進めていくのがこの事業の進行上効果的かについての方針をお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

山口企画官 鷺専門委員のほうから、5万人規模の自治体については支援が特に必要だということと、部会長のほうから、5万人以上の自治体の実態の分析をしながら支援をすることが重要だという御指摘をいただいたと認識をしております。

おっしゃるとおり、人口が少ない自治体では技術系職員が少ないという課題等があると認識をしております。この優先的検討規程の策定につきましては、支援制度も持っておりまして、内閣府が契約したコンサルタントを1年間通して派遣をして、規程をつくる支援も行っております。それは人口の少ないところを優先的に支援するような仕組みとさせていただきます。

また、プロジェクトファイナンスが難しいという御指摘もございましたが、PFI推進機構

で地域金融機関に対する研修をさせていただくなど、人材の育成にも努めているところでございます。

ただ、まだ不十分だという御指摘はごもっともだと思いますので、今後支援をやっていくに当たりまして、部会長からも御指摘のございました人口5万人以上の自治体があるところであるかということをごちゃんと、見ながら、支援を来年度以降検討させていただければと考えてございます。

以上です。

北詰部会長 鷲委員、よろしいですか。すみません、私が横やりを入れてしまった。大丈夫ですか。

ほかにももしございましたら、いかがでしょうか。

今まで皆さんから御議論いただいたものに対して少しずつ補足をしたので私の言いたいことは大体終わっているのですが、1点だけ、すごくささいな話で大変恐縮なのですが、資料2-1の4ページのいろいろな定性的な部分も含めた効果についてです。特にValue for Moneyは極めて小さく、場合によって逆転したら当然やらなければいけないわけですが、ぎりぎりの値になる場合があるので、そのときは定性的な効果が重要になってくると思います。ここにいろいろな事例が挙がっているのですが、例えばライフスタイルの新しい提案というようなものは自治体さんはお得意で、健康や環境意識や災害対策などについて短期的には実施できるものの定着するまでなかなか継続できないことへの対応が可能だという効果についてです。

ここに例えば技術のほうについては実証研究とか普及導入と書いてあるのですが、健康や災害や環境などに関するライフスタイルについて新しく経験をしていただいて、その普及あるいは定着といった部分については、こういったPPP/PFIの事業の中でもその効果はあるかなと思います。このメニューは事例ですのでいいのですが、定性的な部分についてどんな効果があるのかということについて少しそのようなものを入れていただければと思います。これはコメントでございませう。

議題(2)について大体こんな感じでございませうが、よろしゅうございませうでしょうか。

では、これで議題(2)について議論いただいたという形にさせていただきます。

先ほどの議題(1)と同様なのですが、資料2-2、2-3については、今回の審議及び委員からの御意見を踏まえまして、修正した後、公表するというところでございませう。同様に公表版の調整につきましては私に御一任いただければと思います。よろしゅうございませうでしょうか。

(首肯する委員あり)

北詰部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

では、議事(3)「物価変動への対応について」、事務局より御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

和田補佐 参事官補佐の和田でございませう。

資料3の物価変動への対応について御説明させていただきます。

最初に、これまでの取組状況について簡単に御説明をさせていただきます。

状況について、2ページ目を御覧ください。各年度に実施方針が公表されたPFI事業のうち、不調・不落または中止となったPFI事業の件数は、令和5年度に約4割となっています。

3ページ目、内閣府からはこれまで4度にわたって通知や事務連絡で対応について周知をしてまいりました。

また、4ページ目から6ページ目にかけてですが、各種ガイドライン等も改正してまいりました。

7ページ目でございます。PPP/PFI推進のアクションプランですが、こちらにも物価の関係を、記載をしています。

このように、物価変動への対応について取り組んできたところですが、今回、地方公共団体へのアンケート調査や事業者ヒアリングを、昨年の秋頃に行いましたので、この調査結果を踏まえて、物価変動への対応について今後の方針を検討したく、事業推進部会において御議論をいただきたいと考えております。

9ページ目を御覧ください。地方公共団体へのアンケート調査と事業者ヒアリングの概要についてでございます。地方公共団体へのアンケートは、全ての地方公共団体に対して実施をして、約9割から回答をいただきました。そのうち、これまでにPFI事業を実施したことがあると回答した地方公共団体が303ございまして、この地方公共団体に物価変動への対応についてたくさん質問をさせていただいて、回答をいただきました。また、事業者ヒアリングについては、大手ゼネコンを中心に9社から話を聞いておりまして、アンケートと事業者ヒアリングでいただいた御意見を整理して、今回、様々な方針を出させていただきました。

10ページ目を御覧ください。こちらは地方公共団体のPFI事業実施に当たっての庁内運用マニュアルの策定状況や改正状況でございます。庁内運用マニュアルは、優先的検討規程とは別の実際に事業実施に当たってのマニュアルという趣旨で聞きました。令和7年の1月にも都道府県・政令市に限定して聞いていたので、比較という観点でも掲載をさせていただきました。物価変動対応の通知やガイドライン改正といったものを受けてマニュアルを改正したという地方公共団体は、2から5に増えています。今回、地方公共団体全体に対して聞きましたが、PFI事業の実施経験のない地方公共団体も含めて、都道府県・政令市では約6割がマニュアルありとなっている一方、このグラフの上のほうでございますが、全地方公共団体で見ると、PFI事業を実施経験のある地方公共団体に限っても、マニュアルを持っているところは約3割にとどまっています。こちらは物価変動への対応に限られませんが、現状把握として今後の参考にいたします。

11ページから12ページにかけて、スライド条項の適用の状況でございます。令和4年4月以降にPFI事業を実施している地方公共団体のうち、約半数がスライドの活用実績がないという状況であり、その理由として、契約書等にスライド条項の定めがないという回答

が半分を超えていました。また、活用実績のある地方公共団体では、全体スライドではなく、インフレスライドも一定程度活用されているということが調査では確認されましたが、一方で、事業者からは全体スライドしか認めないという案件が多いという声も伺いました。サービス対価の改定の基準日については、契約締結日とする回答が最も多く、基準日を最初に明示しているのは、入札公告時とする回答が最も多いということでした。

これらの状況を踏まえて、スライドが適切に活用されるよう、改定条項がない場合は、新たに設けること、予定価格の算出時点及びサービス対価の改定の基準時点を変更することも必要であること、予定価格の算出時点の後ろ倒しやサービス対価改定の基準時点の前倒しで両時点を近づけることが必要であることについて、既に通知や事務連絡で周知はしていますが、もっと徹底をしていくために、契約ガイドラインにも明記をして、再周知を行ってはどうかと考えております。また、基準日を実施方針等の公表時などなるべく早い時点で示すことが望ましいということについても改めて周知をしたいと考えております。

また、物価変動への対応について、よりしっかりやっていくために、適切な予定価格の設定や誠実な協議について、基本方針への位置づけも検討したいと考えております。基本方針について、ページが飛ぶのですけれども、25ページを御覧いただけますでしょうか。基本方針はPFI法に基づいて定められ、閣議決定されるものでございます。直近では平成30年に改正をされております。基本方針は主に国が行うPFI事業について定めるものですが、地方公共団体について書かれた項目もあり、地方公共団体はこれに基づいてPFI事業を実施することになります。そのため、基本方針にもしっかりと位置づけていくことによって、物価変動への対応等について、より明確に地方公共団体にも対応を促していけるのではないかと考えております。

では、戻っていただきまして、13ページと14ページ、サービス対価の改定についてでございます。スライド条項の適用についてと重複する内容もかなりありますが、サービス対価の契約変更の状況について御説明をさせていただきます。改定条項の変更や改定条項がない場合に変更契約をしたという例は少なくなっておりまして、繰り返しになりますが、改定条項がない場合に新設すること、予定価格の算出時点やサービス対価改定の基準時点を変更することも必要であることを契約ガイドラインに明記して、再周知をしたいと考えております。また、基本方針への位置づけを検討していきたいというのを、サービス対価の改定に関するアンケート等からも考えております。

また、15ページから18ページがサービス対価改定の際の物価指数についてでございます。こちらは事業者の皆さんからたくさんお声をいただいております。採用する物価指数が最初に明示されているタイミングは入札公告時が最も多く、次いで契約締結時となっております。事業者の皆さんからは、感応度の高い指数としてNSBPIを活用してほしいという要望がある一方で、地方公共団体では活用実績がなく、また、地方公共団体からは、それぞれの指数の特性が分かりにくいという声もありました。また、事業者からは、NSBPIのほか見積についても希望があり、また、見積を複数社から取ることが困難な状況であるというお

声もいただいております。これらの状況を踏まえ、内閣府としては、NSBPIも含めて、地方公共団体や事業者の皆様が適切な物価指数を選びやすくなるように、それぞれの物価指数の内容や特徴を整理して周知をしたいと考えております。

18ページが以前に通知の別紙として出したものになり、より詳しく、かつ、それぞれの作成元などにも確認をしてまとめたものが17ページになりますが、このように適切なものを選びやすい形で周知をしたいと考えています。何が対象となるのかも分かりやすくなるようにという方針で整理しております。

また、物価指数はできる限り早い時点で明示することが望ましいことや、適当な物価指数の選択が難しい場合でも、丁寧な検討の例として、相見積や官積算、類似事業の支出単価等の活用などもあるということを契約ガイドラインにも明記をしていきたいと考えております。

19ページから21ページ、公募型プロポーザルについてでございます。昨年の事業推進部会でも御議論をいただいております。PFI事業を実施したことがある地方公共団体のうち、6割以上が公募型プロポーザルの経験があるという結果でした。予定価格の作成時期はいつかということを知ったところ、募集手続開始の公示前が最も多いという結果であり、一方で、優先交渉権者が選定された後、契約直前という例も一定数ございました。今後の方針としまして、公募型プロポーザルを採用した場合の予定価格の作成時期について、財務規則等による制約があるという場合を除いて、なるべく後ろの段階、優先交渉権者選定後に後ろ倒しすることも考えられることをガイドラインに明記して周知してはどうかと考えております。また、公募型プロポーザルの採用がより積極的に検討されるように、どのような場合に検討すべきかということについて、基本方針への位置づけやプロセスガイドラインの記載の具体化についても検討したいと考えており、できれば委員の皆様からも、どのように書いたらいいとか、御意見をいただければありがたいです。昨年の資料の該当部分についても21ページにつけております。

次に、22ページから23ページにかけて、不調・不落への対応でございます。不調・不落により再公募した案件についてアンケートで確認をしましたところ、予定価格や事業期間、事業範囲などを見直した結果、多くの案件で落札に至ってございました。再公募による事業の遅延リスクを防ぐためにも、初めから物価変動の影響などを的確に反映をして、不調・不落を回避することが重要であるということを周知したいと考えております。

また、事業者からは、予定価格を早い段階で出してほしいとか、国の事業では事前公表が禁止されているが参考価格等を公表してほしいというお声もいただきました。これを踏まえて、特に公募型プロポーザル等の競争的対話方式におきまして、管理者等と事業者の間で対話を進めるためにも、あらかじめ参考となるような事業規模の水準を提示して調整を行うことも一つのやり方として考えられるということを周知していくことを検討したいと考えています。

24ページでございます。第三者からの意見聴取・調停等についてというところで、物価

変動への対応のため契約変更等を協議する場合に、第三者から意見聴取等の実施をしているか、ニーズがあるかについて確認いたしました。約1割の地方公共団体で、コンサルや顧問弁護士等の第三者から意見を聴いているという回答が得られた一方で、実施のない約9割の中では、希望あり、検討したいといった前向きな方向の回答が約3割となっております。ニーズが高いとは言えないものの、一定のお声があるということ認識して、引き続き検討していきたいと考えています。

最後に、金融費用の増額分の負担の在り方について、26ページでございます。こちらはアンケートの項目に入れていたものではありませんが、事業者から御相談があったところでございます。事業者からの御相談としては、物価上昇に伴って建設費が増大し、増額分の借入に係る資金調達コストについて、管理者に負担をしてほしいがどうかということでした。このケースでは、事業費の増額分自体は、協議の上、管理者が負担するということが協議がまとまったのですが、いわゆるファイナンシャルコストの部分がかかりの額になっているので、これについても困っているという話でございました。このような課題があるということの内閣府としても認識し、方針として、管理者等が負担することが原則であるが、不可抗力の場合などでも選定事業者に一定の費用負担を求めることが一般的であって、その負担の程度については当事者間で協議を行う必要があるということ契約ガイドラインで示した上で周知をしたいと考えています。

説明については以上になります。今回、事業推進部会で物価変動への対応について御議論をいただきまして、対応の方針については、ガイドライン等の改正などを考えているところも多数ございますので、このような点につきましては、計画部会でも議論をした上で進めていきたいと考えておりますところ、まずこちらの部会で御意見を賜りたく、どうぞよろしくお願いいたします。

北詰部会長 どうもありがとうございます。

計画部会での議論だそうですので、よろしくお願いいたします。

この件につきまして御質問、御議論がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

鷺委員、どうぞ。

鷺専門委員 御説明ありがとうございます。

まさに通知によって、例えば指標において建設物価調査会であるとか、日建設計様のNSBPIなどが明確に示されたこと、参考としてであっても示されたことというのは非常に大きな事象でございまして、これによって状況は非常に改善されたかと私、個人的には思っております。

不落率が今示されておりますが、私の個人的な感覚では、特に大型案件においては非常に改善されているのではないかなと思っております。案件ごとに地域に合った指標であるとか内容について、個別対話等で民間と公共が公の場で議論することができ、また、そのような新たな指標というものが示されたということで、この議論が非常に活発化して、契

約に反映されていたり、条件が変更されていたりということが実現したと思っております。

この中に記載がありますとおり、それでもまだ大幅な人件費の増額であるとか、工事費の高騰があっても、全体スライドというような指標を契約で定められている自治体様とかがまだいらっしゃいますので、そういうところに関しては啓蒙といえますか、情報発信し続けていただければと思っております。

それと、大幅な人件費の上昇というのは、建設段階だけではなくて、維持管理・運営段階でも非常に課題になっております。建設費のところは、私が所属します日本建設業連合会のPFI部会とかも中心になって明確に意見を集約し、お出ししたりしておるのですが、維持管理の団体様であるとか運営される会社様というのは結構個別にばらばらと出されていたりして、物価スライドに関しては、まだ実勢と非常に乖離しているというような声も聞こえておりますので、この部分につきましても引き続きヒアリングや改善策というものを検討していただければと思っております。

最後に、公募型プロポーザルにつきましても、より積極的に採用されるということを我々は望んでおりますし、以前の部会で私が述べさせていただきましたとおり、いわゆる定型化・標準化されているようなプロジェクトであれば、総合評価一般競争入札でも問題ないと思うのですが、こちらに記載のとおり複合施設であるとか事業が複雑なものに関しては、より積極的に公募型プロポーザルの採用を促すということをしていただければと思います。

もう一つだけ、国の案件について参考価格の提示というのもぜひ推進していただければと思うところでございます。

幅広にいろいろしゃべりましたが、以上でございます。よろしく申し上げます。

北詰部会長 テーマも幅広なので結構です。

金山委員、よろしく申し上げます。

金山専門委員 金山でございます。

最後のページに書かれている金融費用のところでございます。まさにここに書かれているとおり、建設費自体が増大をしていて、民間側の方で資金調達を担っている場合、この影響はかなり大きいかないかと思っております。特に今年度手掛けている案件では、金利が上昇する中、建設期間中に民間が資金調達を行う場合、変動金利ベースの建中金利について変動部分も見積もって予備費としてコストに織り込むだとか、完工後のサービス購入型PFIで民間が資金調達を行う場合、TONAベースで割賦部分の利ざやを公共側から貰い、それに連動する金利でファイナンスをする形になると思います。建設期間に変動金利はかなり上がってきているので、予備費が足りるか足りないかみたいなことは起きています。また、予備費が足りるか足りないかみたいなことが、入札検討期間中にも変わっていったようなケースも見えています。

加えて、TSR TONAベースで割賦金利の基準金利は通常設定されていると思うのですが、従来、金融機関は、これに一定程度スプレッドが乗っていれば、それでファイナンスができていたような環境だったのですが、TSR TONAと金融機関が実際に見ている基準金利、変

動金利ベースですとよくTIBORとかというレートを金融機関は使いますが、長期金利ベースのTIBORのようなレートとの差が金利上昇に伴い開いてきているので、最終的にファイナンスを行う際に、他の金融機関とも話をしたりしていると、従来よりもスプレッドを乗せないファイナンスできないといった話も出て来ているので、官民双方ともこの現況について理解しておく必要があると考えております。

そういう意味では、少なくともまず建設費の増大に関して、増加したときに公共がある程度負担をする原則が書かれているのは非常に大事ななと思っていますし、今後、金利がある世界の中で、今申し上げたように、いろいろなフェーズで金利負担がかかってきますので、この辺りをしっかり認識した上で予算取りを公共側がしていけないと、もしかしたら建設費だけではなくて金利を含む金融費用も落札できるか否かというところに影響を与える可能性があるのではと思っています。

話が複雑になっているかもしれませんが、以上です。

北詰部会長 どうもありがとうございます。

金山委員、建設費などは、いわゆる受ける業者さんのほうがある程度リスクを吸収して、ある一定値を超えると官が持つあるいは官民で折半するみたいなやり方があるのですけれども、資金コスト、金融コストも大体同じようなフレームなのですか。全く違うのですか。

金山専門委員 26ページに書いてある部分は、建設費が増加をすると、金融調達コストが民間側で併せて増加をするので、その部分を公共側が負担するのが原則と書かれているものと理解をしております。

一方で、民間事業者は事業を検討する際に金融機関側から金利のレートをもらいながら事業収支計画を考えていくのですが、例えば、当初検討段階から日銀が利上げをすることにより大幅に上がったりとすると、建設しているタイミングにおいて確保しなければいけない金利コストが上がっていきます。従来、特にサービス購入型では、スプレッドがあまりなくても金融機関がファイナンスをできる前提であったり、TIBORがすごく低い前提で事業検討を進めていくと、応札して蓋を開けてみたら金利増加分のところを誰が負担するのかとの議論が起きやすい状況になっています。もちろん、一番大きいところは建設費の部分とは思いますが、金利を含めた間接コストも増えていくと、結果として公共側が確保している予定価格では収まらないといったことにもなります。それと、建設した後の整備費の分割金に対する割賦金利を公共側から民間事業者がもらう場合、この基準金利はTSR TONAというものを大体使っていて、これはリスクフリーレートになっているので、金融機関の調達レートではありません。金利がどんどん上がっていくことにより、TSR TONAと金融機関が基準金利としたいレートの差が今開いているようで、ファイナンスを実際にしようとしたときに、金融機関がこのスプレッドではできませんといったことも起きたりする可能性がある状況です。従来であれば金融機関からLOI(関心表明書)とかを差し入れてもらっていたら、ファイナンス時に金利がぶれなかったもので、それを信用しながら民間事業者の皆さんはファイナンスを当てにしていたと思います。これからは金利がある世界にな

るので、この辺り、民間事業者さんとしてもどう固めるかですし、公共側からするとどうやってその部分も踏まえて予算を確保していくかは少し課題が最近あるのではないかなと思っています。一部案件では金利の影響が出てきているということで、これは御共有でございます。今後課題になるかもしれないというところです。

北詰部会長 丁寧に御解説いただきありがとうございました。部会長がよく分かっているようで申し訳なかったです。

お二人のコメントについて、基本コメントに近いところがあるかと思えますけれども、もし何か回答がありましたら。なければ次に行ってしまいます。

和田補佐 まず、鷲委員からの御発言につきまして、指数について引き続きしっかりと地方公共団体や事業者が使いやすいように周知に努めてまいります。維持管理段階は建設段階とはまた異なった課題があること、建設段階ではしっかりと意見集約がなされているが維持管理でも乖離が大きいという声があり、引き続きヒアリングなどを行う必要があるということを確認したところでございます。

また、公募型プロポーザルについても、標準的なものは一般的な入札方法のほうが適しているところもありつつ、複合化したものについてより積極的に公募型プロポーザルを活用していくというところ、昨年の御意見と今回の御意見と両方を踏まえて、書き方を考えてまいります。

国の案件で参考価格を提示するという点については、各省との調整も現在進行形でやっているところですが、今回の御意見も踏まえて引き続き調整してまいります。

金山委員からは、現場でも金融コストが大きな問題になってきている指摘をいただき、金利がある世界ということで、これまでと同じようにやっているだけでは十分対応できない部分があるため、内閣府としても引き続きいろいろな事例を把握していきたいと思えます。まずは今回このような問題提起をさせていただき、これで終わりではなく、状況を確認して対応していきたいというところでございます。

北詰部会長 どうもありがとうございます。

ほかにもございましたらいかがでしょうか。

山口委員、お願いします。

山口部会長代理 青山学院大学の山口です。御説明ありがとうございました。

先ほどの鷲委員の発言に関連するところですが、物価上昇が継続しているということが常態化している状況では、適切な物価指数を適用して、サービス対価の改定を行うということが必要になってくるというのはそのとおりなのですが、実際に今日の資料でも、自治体側が指数の特性があまり理解できていないということと、あとはやはり前例がないので、なかなか個別の指数は使いづらいと。どうしても発注者側からすると物価改定によって、負担額が増えますので、できるだけその負担を要は増やしたくないというところもあって、その中で議論があるという認識なのですが、これが実際にほかのこれまでの議論と合うのかどうか分からないのですが、1つとしては、大きい自治体に

において、先ほど鷲委員の発言にありましたように、こういった適正な物価指数を使っている事例もあつたりするといった場合には、そういったものを少し紹介するとか、あと、個別の案件ごとでいうと競争的対話の中でこういった物価指数のほうがいいと企業側が要望を出したりして、それを結局発注者側が前例がないからできませんというような回答があつたりするとは思うのですけれども、個別の案件ではなくて、官民対話のプラットフォームでもいいのですけれども、そういったところで民間事業者側が現実に物価上昇に直面していて負担が増えているというところがあるので、こういった分野・カテゴリーであればどの物価指数を使っていたかというのが望ましい、適正なのかという意見を企業側が言って、それをある程度自治体側も理解を深めていくという場も設ける必要があるのではないかと。

いずれにせよ、自治体の適正な物価指数についての理解を深めていくためのチャンネルですよね。それは事例の紹介でもいいですし、企業側の意見を述べて、そこを共有する場でもいいのですけれども、そういうのを入れないと、これをただ示しただけでも、これを示されてもよく分からないし、前例がないから、結局使えませんという話で終わってなかなか広がらないのではないかなというのは個人的には思うところがあります。その点、何か、工夫が必要なのかなと思います。

以上です。

北詰部会長 もし御質問等ありましたら。

難波委員、お願いします。

難波委員 まず、かなり情報量の多い資料をまとめていただいてありがとうございます。

各種通達・通知を出していただいていることによって、昨年、さいたま市さんが議会の説明資料の中ですNSBPIに明確に言及をされて、その結果として、政令市さんとかだと割といいのかなという感じになってきて、大分この通達を出していただいたことの効果というのは一部では出てきているのかなと思います。なので、ぜひまたどんどんやっていただきたいのですけれども、その上で、スライドの話とかが出ている中で、指定管理者制度に関して、総務省が何年か前に、人件費が上がっているので適切に賃金スライドしていきなさいというのを出しているの、ただ、PFIの検討をしている人たちはそこに意識が向いていない部分があるかもしれないですし、現状の標準契約も、どちらかという設計、施工の段階を中心に見ていると思うので、運用段階の特に人件費の高騰というのは、今後より大きくなっていくと思うので、今はあまり問題になっていないかもしれないですが、今後出てくると思うのでぜひ考えていただければと思います。

基準日に関してなのですが、前から出していただいている資料に関しては、公告日というのを1つ出していただいているのですけれども、自治体さんの実務としては、債務負担を取ってしまっていると、債務負担が結局上限になってしまっていて、債務負担がもう本当に予定価格ときつきつで組まれてしまっていると、結果としてそれ以上にどこにも行けない部分があるので、その債務負担の在り方をもう少し整理する必要があるのかなと思っています。

なので、債務負担の設定日を基準日にするのか、あるいはどうするのかなど。私も最近ずっと公募型プロポーザルをやられる自治体さんには、予定価格は後倒しにしましょうよとまさにいろいろなところで言っているのですけれども、分かりました、予定価格は後にします。けれども、契約上限価格は債務負担で決まっていますと言われて、そうすると契約上限価格が結局プロポで価格を出した時点で、結局それが上限価格になってしまうという何とも言えない矛盾が生じていて、例えば上昇傾向にあるときには債務負担も契約日なのか、公告日なのか、基準日とする日までに過去のトレンドに合わせて算定しましょうとかというようなことを言うのか、何かが必要かなと思っています。特に、債務負担をかなり前に設定される自治体さんがあつたりすると、年度の当初に債務負担を設定して、契約は年度末みたいな自治体さんも結構あつたりするので、そうするとその部分がしんどいなと思っています。

最後にしますが、見積り活用についても触れていただいているのですけれども、最後といっても2つあります。1つは、性能発注しているものに関して、見積り活用は確かにそうなのですけれども、1社の見積りだけを使ってそれを本当に根拠にできるのか、これは結構前から課題になっていて、コロナ禍が始まった当時から、PFIではなかなかそれはできませんよ、それはそもそも性能発注だからですとずっと言われてきていました。なので、ここに踏み込んでいただくのはすごく重要なことだと思う一方で、一部の自治体さんでこういった価格の改定で見積りを使おうと思っていますと。けれども、よくよく精査してみると、要求水準以上の様々な提案がなされていて、そこについての見積りをどこまで見るべきなのかみたいなところはすごく整理するのが難しい部分になってしまうところがあって、ごく一部の施設、例えば電線共同溝みたいなすごく分かりやすくてほぼ仕様発注ですみたいなものは見積りを活用しやすいと思うのですけれども、プロポーザルを使いましょうというようなものはそもそも価格を決めるのが難しいよねと言っているようなものであるところで、見積り活用を単純にはなかなか使えないだろうなというのを思っています。

本当に最後にしますが、ぜひこういった話題を解決するために第三者委員会みたいなものをもっと活用したほうがいいよというようなことは言われてもいいかなと思っています。以上です。

北詰部会長 藏重委員、よろしいですか。

では、よろしく申し上げます。

和田補佐 山口先生から、物価指数について御指摘をいただいた部分で、今回、全地方公共団体対象にアンケートを取りましたが、今回の資料に全ての回答をまとめられているものではなく、いろいろなバックデータを内閣府で集めることができたという部分がございます。今回お出ししたもの以外にも我々の中でしっかりと精査をして、事例などももし可能であったら紹介できるようなものがないかということも当たってみたりとか、地方公共団体から、この指数の活用状況はどうかなど聞かれたりもするので、それを使ってい

る地方公共団体があったら、御了解が得られたらつないだりとか、そういうことができた  
らとも思っており、また、アンケートの結果を事業者を含めて議論の素材にしていきたい  
と考えるところでございます。

難波先生から幾つか御指摘をいただきまして、NSBPIは、前回の通知のときには注釈で記  
載していたところ、今回は表の中に記載した上で、他の物価指数もしっかりと比較できる  
ような形で取りまとめますので、それをまずは周知して、しっかり見てもらいたいと考え  
ています。

運用段階の人件費の話について、内閣府としても指定管理者制度の通知についても確認  
しながら、今後の対応を考えていきたいというところでございます。

あとは、基準日の関係で、債務負担を取るとそこが上限になってしまうという御指摘を  
いただいたので、債務負担のタイミングとの兼ね合いとかも含めて、どのように周知して  
いくのが効果的か考えていきます。

見積に関しては、一つの手段としてお示しをできたらというところですが、性能発注に  
おける見積の難しさですとか、これで全てが解決するというものではないと思いますので、  
いろいろな手段の一つとしてお示しをしつつ、これにとどまらず様々な方法も示していく  
必要があると考えております。

第三者委員会につきましては、今回の調査ではニーズがそれほど大きくはないというこ  
ころではありますが、このようなやり方があるというのを今回の資料でお示ししたりとか、  
ぜひやってみたいが他の自治体はどのように取り組んでいるかという問合せがあったら、  
積極的にやっている地方公共団体の取組を深掘りして御紹介するということもできるので、  
そのような形でも地方公共団体のお役に立てればと考えております。

北詰部会長 よろしいですかね。

債務負担上限だと、せっかくの公募型プロポーザルがコスト削減プロポーザルになっ  
てしまうので、いいものは高いというところはありますので、よろしく願います。

私のほうからは特にございませんので、多くの先生方から御質問いただきましたので、  
これで終わりにしたいと思えます。議題（３）については議論が尽きたという形にさせて  
ください。

それでは、本日の議事報告は以上といたします。

本日は、積極的に御議論いただきまして、大変ありがとうございました。

事務局にお返しします。

峰村参事官 委員の皆様、本日は大変貴重な御意見を多数いただきまして、誠にありが  
とうございました。

特に議題の（１）と（２）につきましては、本日いただきました御意見を踏まえまして、  
それぞれ御提示した文書に必要な反映をして、部会長の御了解を得た上で公表してまいり  
たいと考えてございます。

また、議題（３）につきましては、本日いただいた御意見を踏まえて、計画部会等で引

引き続き議論をさせていただきたいと考えてございます。  
それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。  
ありがとうございました。